

神崎市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和5年8月

神崎市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路等の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「神崎市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・ 神崎市総務企画部長
- ・ 神崎市産業建設部長
- ・ 神崎市教育部長
- ・ 神崎市福祉事務所長
- ・ 神崎市教育委員会 学校教育課長
- ・ 神崎市産業建設部 建設課長
- ・ 神崎市総務企画部 防災危機管理課長
- ・ 神崎市市民福祉部 こども家庭課長
- ・ 神埼警察署 交通課長
- ・ 東部土木事務所 工務課長
- ・ 神崎市各小学校 代表校長
- ・ 神崎市各中学校 代表校長
- ・ 佐賀国道事務所鳥栖維持出張所長
- ・ 神崎市交通指導員会 会長
- ・ 神埼町交通安全協会 会長
- ・ 脊振町交通安全協会 会長

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路等の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路等の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]

Plan

**合同点検の実施
対策の検討**

Action

Do

対策の改善・充実

対策の実施

Check

対策効果の把握

(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・市内の校区を2つのグループ（脊振・神埼、千代田）に分け、1年交代で年1回夏期に合同点検を実施します。
- ・原則1年交代で実施するが、緊急を要する場合はこの限りではない。

○合同点検の体制

- ・グループ毎に通学路安全推進会議において合同点検を行います。
- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、各学校等より挙げられた箇所を現地踏査します。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所毎に、歩道整備や防護柵設置などのようなハード対策や交通規制や交通安全教室のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのかを確認し、対策効果を把握します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・各学校等毎の点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。